

平成29年度 豊肥保健所行動計画（全体図）

I-1 健康寿命日本一に向けた取組「健康づくりの推進」

- ・小規模事業所への健康づくり支援体制の構築を目指し、市や関係機関等と協働した取組を進めます。
- ・「健康経営」に取り組む事業所や、働き盛り世代の健康づくりを支援します。
- ・豊肥地域の健康課題解決を目指し、減塩対策及び歯科保健対策を推進し、各市の取組みを支援します。
- ・「うま塩」の普及啓発や、高校生への食育体験講座等、食を通じた健康づくりを推進します。

I-2 健康寿命日本一に向けた取組 「地域包括ケアシステムの構築を目指した在宅医療・介護の連携」

- ・管内各市における在宅医療・介護連携推進事業の取組みを支援するとともに、広域連携・調整の場を設置します。
- ・入退院時に係る医療と介護の情報共有ルールを定着させ、医療と介護のさらなる連携強化を目指します。
- ・在宅医療・介護連携の推進に携わる関係職員が最新知識や技術を習得できるよう、ニーズに応じた研修会を開催します。

II 健康危機管理の拠点としての機能の充実

- ・関係機関と連携し、健康危機事案の発生を想定したシミュレーションや連絡会議を開催します。
- ・社会福祉施設、病院、地域住民等を対象にした感染症対策研修会（結核や感染性胃腸炎等）を開催し、感染症対策を強化します。
- ・食品製造業者、飲食店等に対する衛生管理の指導を行い、食品による健康被害の防止対策を行います。

III おおいたうつくし作戦の推進

- ・地域連絡会を開催し、環境保全活動を行う「おおいたうつくし推進隊」の活動を推進し、美しく快適な県づくりを目指します。
- ・浄化槽管理者に対して、浄化槽の適正な維持管理に関する講習会を開催し、豊かな水環境保全を推進します。
- ・廃棄物の不法投棄防止に向けた巡回指導を行い、廃棄物の適正処理を推進します。

I 健康寿命日本一に向けた取組

1 健康づくりの推進①

現状と課題

1 働き盛り世代の健康づくり

(1) 健康経営事業所の登録の推進と質の向上

豊肥管内のお達者年齢(健康寿命)は、竹田市男性78.53歳、女性83.65歳、豊後大野市男性78.64歳、女性83.56歳であり、大分県平均男性78.96歳、女性83.71歳に比べ短い現状にある。健康寿命延伸のためには、青壮年期からの健康づくりが重要である。

(資料: 大分県健康指標計算システム 平成23年~27年統計)

・H27年に実施した保健所の調査から、管内事業所の8割以上が小規模事業所であり、大規模事業所と比べ(1次・2次)健康診断受診率が低い傾向にあった。

・働き盛り世代は、事業所や地域・家庭でも中心的な役割であるため、疾病や早世による社会的損失は極めて大きく、健康づくり対策(環境整備)は喫緊の課題である。

(2) 地域の健康課題への対策推進(重点化した市町村支援)

平成28年度に実施した県民健康意識行動調査の結果から、竹田市は自分の歯を28本以上保有している人の割合が県下で最も低く、豊後大野市では食生活で課題があり、特に食塩摂取量は13.05gと適正摂取量を大きく上回っていることが分かった。

・竹田市では歯科保健対策が課題であり、働き盛り世代やそれ以前の若いうちからの歯周疾患予防、口腔ケアを定着させていく必要がある。

・豊後大野市では、働き盛り世代に対する高血圧対策(減塩・野菜摂取量の増加)が必要である。

保健所が実施すべき対策

1 働き盛り世代の健康づくり

(1) 健康経営事業所の登録の推進と質の向上

- ①健康づくりの実践を共有できる場づくり
- ②他分野・多機関のネットワークを活用した健康づくりのアプローチ

(2) 地域の健康課題への対策推進(重点化した市町村支援)

- ①竹田市歯科保健対策 働き盛り世代を照準を合わせた事業推進
- ②豊後大野市減塩対策 食塩摂取に対する意識改善、減塩グッズの普及

目標指標

1 働き盛り世代の健康づくり

(1) 健康経営事業所の登録の推進と質の向上

- ①健康づくりの実践を共有できる場づくり
 - ・健康経営事業所連絡会の開催: 連絡会開催: 年2回
- ②他分野・多機関のネットワークを活用した健康づくりのアプローチ
 - ・産業保健関係機関や商工会との協働による事業所への説明: 年5回

(2) 地域の健康課題への対策推進(重点化した市町村支援)

- ①竹田市歯科保健対策: 推進のための連絡会の開催: 年2回
- ②豊後大野市減塩対策: 推進のための連絡会の開催: 年2回
- ③健康課題について振興局等と部局横断的検討会の開催: 年1回

I 健康寿命日本一に向けた取組

1 健康づくりの推進②

現状と課題

2 「減塩対策」と「食育の推進」

- ・「おおいたの野菜畑」と呼ばれる地域であるが、竹田市・豊後大野市とも男性の野菜摂取量が少ない。
- ・「野菜たっぷりメニュー」の提供など、利用者の健康づくりの支援に取り組む「健康応援団」に52店舗が登録している。
- ・食塩相当量3g未満の定食を提供する、「うま塩(減塩)メニュー提供店」に5店舗が登録している。
- ・適正な食生活の定着は青年期からの取組が重要であるため、管内の高校と連携し高校生に対する食育(授業)が必要である。

保健所が実施すべき対策

2 「減塩対策」と「食育の推進」

- (1) 減塩対策として、地域の特産(野菜や穀類)を活用した「地中海wa食」の開発(委託事業)と市民に対する普及啓発
- (2) 「健康応援団」と「うま塩(減塩)メニュー提供店」のフォローと登録店拡大
- (3) 高校生が健康な身体を維持するため、食事の選択や料理ができるような支援を実施

目標指標

2 「減塩対策」と「食育の推進」

- (1) 「地中海wa食」のレシピ開発: 5品
- (2) 健康応援団: 3店舗増 「うま塩メニュー提供店」: 1店舗増
- (3) 管内4つの高校における食育体験講座の実施や情報提供: 年4回

I 健康寿命日本一に向けた取組

2 地域包括ケアシステムの構築を目指した在宅医療・介護の連携

現状と課題

豊肥管内は、高齢化の進展が著しい地域である。地域で医療や介護が必要な高齢者等を支えるためには、医療関係者と介護支援専門員等の職種間の連携を推進し、地域の実情に応じた支援体制を整備する必要がある。

1 在宅医療・介護連携推進事業の支援

平成27年度までは、県が地域の在宅医療・介護連携促進に向けて主導的に取り組んできたが、平成28年度からは、市が主体となり取組を進めている。県としては、引き続き、市と取組状況を共有しつつ、有効な支援を行っていく必要がある。また、豊肥管内全体の調整役としての役割も求められている。

2 入退院時情報共有ルールの定着促進及び評価

平成28年度は、『入退院時情報共有ルール(※)』の運用を正式に開始した。これにより、関係者同士が共通のルールを媒体として、スムーズな退院支援が行えるようになってきた。また、現在、市においては、作業部会を立ち上げ、やりとりする情報を精査するなどの動きも出てきている。今後は、市及び関係機関と協力しながら、ルールのさらなる定着促進を図っていくことが課題である。

(※)入退院時情報共有ルールとは、患者の入退院時において、病院とケアマネジャーの相互が確実に情報共有と引き継ぎを行っていくための基本的なルールのこと。これによって、入院から在宅への切れ目のない支援の提供と、退院後の状態悪化予防を目指す。

3 在宅医療・介護連携推進に向けた関係者の資質の向上

在宅医療を支える医療・看護・介護職等が、最新の知識や技術を修得できるよう支援し、その資質の向上を図っていくことが必要である。

保健所が実施すべき対策

1 在宅医療・介護連携推進事業の支援

- (1)各市が実施する協議会や研修会、住民向け普及啓発等の事業企画・運営支援
- (2)管内各市の広域連携・調整の場の設置

2 入退院時情報共有ルールの定着促進及び評価

- (1)各市の作業部会への参画・助言
- (2)関係機関等からの状況等聴取、運用状況の把握・評価

3 在宅医療・介護連携推進に向けた関係者の資質の向上

- (1)医療・看護・介護職等を対象とした会議・研修会の開催

目標指標

1 在宅医療・介護連携推進事業の支援

- (1)各市協議会等への参画及び研修会等の企画・運営支援
- (2)管内各市及び関係団体等の参加する広域連携会議等の開催：年1回

2 入退院時情報共有ルール運用・評価

- (1)入退院時の情報共有に伴う連絡調整率の向上

3 在宅医療・介護連携推進に向けた関係者の資質向上

- (1)在宅医療・介護連携推進にかかる会議・研修会の開催：年10回

Ⅱ 健康危機管理の拠点としての機能の充実①

現状と課題

保健所は、食中毒や感染症、自然災害等による住民の健康を脅かす事態に対して、健康被害の発生予防や拡大防止等の対策を担う健康危機管理の拠点としての機能を充実する必要がある。

1 関係機関との連携強化及び体制整備

平成28年4月の熊本地震、平成28年12月以降の九州各地での鳥インフルエンザの断続的な発生など、健康危機管理上、予断ならない状況が続いた。また、デング熱等蚊媒介感染症やエボラ出血熱・結核などの新興・再興感染症等、近年、住民の健康を脅かす健康危機事案も増加している。今後も、市や関係機関との連携を強化し、事態発生時には迅速かつ適切に対応できるよう、演習等を通じた職員の対応能力向上や所内の体制を整えておくことが不可欠である。

2 社会福祉施設、病院、地域における感染症対策

- ・社会福祉施設や病院等を対象とした感染症対策研修・実地指導により、施設等から保健所への早期の相談・報告、保健所の迅速な対応へとつながっている。さらに、施設等が主体的に感染予防・感染拡大防止の取組ができるための支援を継続する必要がある。
- ・平成28年度の豊肥管内の活動性結核患者数は8人であり、8人全員が高齢者であった。入院治療等により患者のQOLを低下させないためにも、早期発見・早期治療が必要である。
- ・豊肥管内では近年ツツガムシ病の患者が増加しており、平成28年度は大分県の全患者数33件の内、26件が豊肥管内の患者であった。県内の患者数の大半を豊肥管内が占めていることから、対策強化を図る必要がある。

保健所が実施すべき対策

1 関係機関との連携強化及び体制整備

- (1) 新型インフルエンザ等の健康危機事案の発生を想定したシミュレーションの実施
- (2) 関係機関との健康危機連絡会議の開催

2 社会福祉施設、病院、地域における感染症対策

- (1) 感染症情報等に関するタイムリーな情報発信
- (2) 社会福祉施設等を対象にした研修会の開催
- (3) 医療機関の感染対策委員を対象とした院内ラウンド研修会の開催
- (4) 管内の中核的な病院と連携した、地域感染症対策研修会の開催
- (5) 地域住民を対象とした結核講座の開催
- (6) 地域住民を対象としたツツガムシ病予防への対策

目標指標

1 関係機関との連携強化及び体制整備

- (1) 健康危機事案の発生を想定したシミュレーションの実施：年2回
- (2) 健康危機連絡会議の開催：年1回

2 社会福祉施設、病院、地域における感染症対策

- (1) 感染症情報の提供：ホームページ(毎週更新)、メール・FAXによる情報提供(随時)
- (2) 食中毒・感染症予防対策研修会の開催：年2回
- (3) 豊肥地域院内感染対策研修会の開催：年1回
- (4) 地域感染症対策研修会の開催：年1回
- (5) 結核に関する講座を開催：年5回
- (6) ツツガムシ病予防の広報活動：年5回

II 健康危機管理の拠点としての機能の充実②

現状と課題

3 食品による健康被害防止対策

管内には、県下で唯一の大規模食鳥処理場及びと畜場がある。これらの施設では、食肉等に起因する食中毒発生防止が重要であり、さらなる衛生確保を図るため、危害分析・重要管理点方式(以下HACCPと略)の導入に向けた衛生指導を行う必要がある。併せて、飲食店等に対しては、管内で平成23年から29年にかけて4件の食中毒が発生したことから、衛生講習会を通じて、工程管理及び衛生指導することが必要である。

4 狂犬病の疑いのある動物を検査するためのシミュレーション

大分県狂犬病対応マニュアルが平成27年12月に策定されており、関係者の役割や行動確認をする必要がある。

保健所が実施すべき対策

3 食品による健康被害防止対策

- (1)大規模食鳥処理場、と畜場、及び食品製造業者等に対する、HACCP導入に向けた工程管理の推進・指導
- (2)飲食店等に対する、HACCP導入に向けた工程管理等の衛生講習会実施

4 狂犬病の疑いのある動物を検査するためのシミュレーション

- (1)保健所抑留所で狂犬病疑いが発生したことをシミュレーションし、役割や行動を確認

目標指標

3 食品による健康被害防止対策

- (1)工程管理推進・指導施設数:年5施設
- (2)衛生講習会実施回数:年30回

4 狂犬病の疑いのある動物を検査するためのシミュレーション

- (1)実施回数:年1回

Ⅲ おおいたうつくし作戦の推進

現状と課題

1 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

・平成28年度から、「おおいたうつくし推進隊」として、豊肥管内で、3団体が登録し、取組みをしているが、団体同士の交流不足や構成員の高齢化も加わり、活動は縮小する傾向にある。このため、地域連絡会等の活用により、交流促進や情報発信の場の提供などを支援する必要がある。

・地域住民の環境に関する意識を高め、主体的に行動する人材をはぐくむために、学校や少年団体等に、環境教育アドバイザーを派遣するなど、児童生徒の頃から環境教育の充実を図る必要がある。

2 豊かな水環境保全の推進

豊肥管内の河川保全活動は、平成10年度から大野川流域ネットワークが、また平成27年度から芹川会議が取組みを進めている。豊かな水環境保全の推進には、浄化槽の適切な維持管理を指導するなどの生活排水対策や、事業場排水の監視・指導を行うとともに、流域住民による河川の清掃・美化活動などの河川保全活動への支援が必要である。

3 廃棄物の減量化・再資源化と適正処理の推進

廃棄物不法投棄苦情は、豊肥管内で、平成28年度には9件発生し、今後も巡回監視を通じて、廃棄物の不適正処理対策を強化する必要がある。

保健所が実施すべき対策

1 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

- (1) 環境保全ネットワーク「地域連絡会」の開催
- (2) 「おおいたうつくし推進隊」の拡大に向けた登録促進
- (3) 環境教育アドバイザーの派遣等環境教育の推進

2 豊かな水環境保全の推進

- (1) 事業場の排水対策推進を目的とした監視・指導
- (2) 浄化槽の適切な維持管理についての講習会開催
- (3) 流域住民による水生生物調査等への支援

3 廃棄物の適正処理の推進

- (1) 廃棄物の不法投棄防止に向けた巡回監視

目標指標

1 すべての主体が参加する美しく快適な県づくり

- (1) 環境保全ネットワーク「地域連絡会」の開催: 年1回
- (2) 「おおいたうつくし推進隊」の新規登録数: 2団体
- (3) 環境教育アドバイザーの派遣回数: 年3回

2 豊かな水環境保全の推進

- (1) 事業場の立入検査計画に対する検査実施率: 90%
- (2) 浄化槽の適切な維持管理についての講習会: 年2回
- (3) 水生生物調査等の実施支援団体数: 3団体

3 廃棄物の適正処理の推進

- (1) 廃棄物の不法投棄防止に向けた巡回監視回数: 年12回